

2024年4月12日

〒100-8086 東京都東京都千代田区丸の内2-6-1

日本製鉄株式会社

代表取締役社長兼COO 今井 正 様

- 1 日本製鉄株式会社(以下「本会社」といいます。)普通株式30,100株を保有する Australasian Centre for Corporate Responsibility Incorporated(住所:オーストラリア、Level 5, 131 City Walk, Canberra ACT 2601。以下「ACCR」といいます。)、及び
- 2 本会社普通株式100株を保有する一般社団法人コーポレート・アクション・ジャパン(住所:東京都港区虎ノ門1-17-1虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階。以下「CAJ」といいます。)、ACCR併せて以下「本共同提案株主」といいます。)

以上代理人

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-16-4

アーバン虎ノ門ビル7階

金川国際法律事務所

弁護士 小林 信介

今井様

ACCRは、2024年4月12日現在、本会社普通株式30,100株を自らの名義で6カ月以上継続して保有しています。また、CAJは、2024年4月12日現在、本会社普通株式100株を自らの名義で6カ月以上継続して保有しています。

本共同提案株主は、会社法第303条の規定に基づき、共同して、2024年6月に開催予定の本会社第100回定時株主総会において下記事項を議案とすることを提案するとともに、同法第305条の規定に基づき、下記内容を株主の皆様へ通知していただけますようお願い申し上げます。

本株主提案の添付書類として、別紙記載の各本共同提案株主にかかる、①個別株主通知申出受付票、②当該本共同提案株主による弊所宛での委任状、及び③当該本共同提案株主の本人確認書類、並びに当職の資格証明書の原本一式を別添として同封いたします。

提案1

定款の一部変更

(1) 議案の要領

本会社定款に以下の規定を追加する。

第X条

1. 本会社は、全ての事業及び関連会社についてのパリ協定の目標に沿ったスコープ1、2及び3の温暖化ガス排出量削減にかかる短期的及び中期的目標を策定し公表するものとする。
2. 本会社は、短期的及び中期的削減目標を達成するための移行計画(翌3年間の脱炭素化投資への資金投入及び各投資による予定排出削減量を含む。)を策定し公表するものとする。
3. 本会社は、各事業年度ごとに、前2項に定める目標及び移行計画の進捗状況について年次報告書において、合理的な費用にて報告するものとする(機密情報は省略することができる)。

(2) 提案の理由

本会社の長期的な企業価値は、信頼性ある脱炭素化戦略及びパリ協定の目標に沿った温暖化ガス排出量削減目標に左右されると考えている。本会社はグループ全体のスコープ1、2及び3の排出量及び関連するリスクの開示を促すTCFDの提言の受け入れるべきである。

本会社の2030年に向けての排出量削減目標はパリ協定の目標に整合しておらず、本会社の脱炭素化戦略は排出量削減の実現可能性が実証されていない技術に過度に依存している。パリ協定に沿った目標を設定していないこと及び技術

投資の戦略の不確実性は株主に対し資産の座礁化を含む重大なリスクをもたらしている。

パリ協定と整合した目標を設定し、それを達成するための信頼性ある事業計画を策定、開示することが、かかるリスクに対処し企業価値を保全するうえで最善である。また、本会社の将来の設備投資及び排出量削減目標との整合性について開示することにより、株主は本会社の戦略を評価することができる。

提案2

定款の一部変更

(1) 議案の要領

本会社定款に以下の規定を追加する。

第Y条

本会社は、本会社の温暖化ガス排出量削減目標達成に向けての進展を促進し応報する報酬体系を制定し、当該報酬体系がどのように当該進展を促進し応報するものであるかにつき年次報告書において詳細を開示するものとする。

(2) 提案の理由

本会社に対して長期投資を行っている機関投資家は、報酬と本会社の温暖化ガス排出量削減目標の達成を直接リンクさせることは、経営陣の本会社の戦略及び目標達成に向けた取り組みを促進する重要な仕組みとして本会社の利益となり、企業価値を保全するものと考えている。

以上

別紙

添付書類一覧

1. ACCR
 - a. 個別株主通知申出受付票
 - b. ACCRによる弊所宛て委任状及び日本語訳
 - c. ACCR登記事項証明書及び日本語抄訳
 - d. ACCR委任状署名者(Brynn O'Brien)による宣誓供述書及び日本語訳
 - e. ACCR委任状署名者(Brynn O'Brien)のサイン証明書及び日本語訳
2. CAJ
 - a. 個別株主通知申出受付票
 - b. CAJによる弊所宛て委任状
 - c. CAJ履歴事項全部証明書
 - d. CAJ代表印にかかる印鑑証明書
3. 金川国際法律事務所
登録等証明書(小林信介)